京都府知事 西脇 隆俊 様

南丹市長 西村 良平

北陸新幹線(敦賀・新大阪間)に係る環境影響評価方法書 についての環境の保全の見地からの意見について(回答)

令和2年1月27日付け2環管第31号で照会のありました標記の件について、環境 影響評価法第10条第2項の規定により、環境保全の見地からの意見を別紙のとおり提 出いたします。

## 1. 総括的事項

北陸新幹線(敦賀・新大阪間)建設事業(以下「本事業」という。)における対象事業実施区域は、優れた自然景観と貴重な生態系が認められ平成28年3月に京都丹波高原国定公園の指定を受けている。また、区域周辺には、農山村の原風景を有する重要伝統的建造物群保存地区や原生的な自然を有し、希少生物の生息地である芦生の森が含まれ国内外に誇る自然景観を有している地域である。そのため、本事業の実施にあたっては、明かり区間の建設、トンネル本坑や斜坑工事に伴う自然環境や景観への影響が懸念されることから、最大限の配慮が必要である。

### 2. 個別的事項

## (1)景観

対象事業実施区域及び周辺区域は、京都丹波高原国定公園や重要伝統的建造物群保存地区として指定されており、豊かな自然と美しい景観を有する地域として、地域の活性化や観光産業の営みの場ともなっている。このため、主要な眺望点からの調査や予測だけでなく、日常的に見える里山や河川の景観等、地域住民や関係団体の視点にも配慮し、それぞれヒヤリングを行ったうえで、影響回避を前提としたルート選定及び工法の検討を行うこと。

## (2) 水環境

トンネル工事等によって、上水道の飲料水不足、また、河川や農業用水、井戸等の水 位低下や枯渇が発生した場合には取り返しのつかないこととなるため、慎重かつ十分な 調査が必要である。

ヒヤリングについては、関係自治体だけではなく、地域住民や関係団体、専門家などからも行うことにより、万全を期すこと。現地調査については、調査地点や調査回数等を増やし、長期間にわたる定期的な詳細調査とすること。

水位低下や枯渇、飲料水への影響を回避するため、三次元浸透流解析による影響予測 を行うこと。

また、対象事業実施区域周辺にも、地下水を利用している酒造会社や宿泊施設等があるため、必要な調査等を実施すること。

## (3) 工事車両等

土砂搬出車両の通行が相当台数見込まれることから、交通安全や騒音・振動、排ガス等による生活環境や観光地への影響について十分な調査を実施すること。特に狭小な道路区域や道路の構造等、既存の道路状況を調査のうえ、工事車両専用道路や鉄軌道の建設等、多様な手法を検証し、地域住民や観光客等に影響を与えないよう通行経路を検討すること。また、工事施工にあたっては、施工業者の安全管理や道路走行時のマナーについても指導を徹底すること。

#### (4) 地盤

工事中における地盤沈下に係る調査については、関係自治体だけでなく専門家の意見を聞くこと。また、文献調査やヒヤリング調査などで想定できない項目の把握や予測外の事項に対応するため、三次元調査を含めた現地調査を、より広範囲にわたり実施すること。併せて、列車走行時の振動における地盤沈下への影響についても同様の調査を実施すること。

## (5) 廃棄物等

本市を通過する区間については、方法書段階においてトンネル区間と位置付けられていることから、工事により大量の土砂が発生するだけでなく、その中に有害物質が含まれているおそれもあり、仮置場周辺への環境影響や河川流出による水質汚濁、動植物の生息環境への影響が懸念される。このため、工事の実施に伴い発生する土砂の質・量、仮置き場や排出方法、土砂等の有効活用や処分等について、調査及び評価を行い関係自治体に示すこと。特に砕石・土砂等残土については、周辺地域において有効利用できるよう努めること。また、自然及び生活環境への影響回避に向けて、地域特性を把握するため、入念な地域踏査及び地域住民や関係団体へのヒヤリングを行うこと。

### (6) 騒音、振動、微気圧波、低周波音

列車走行における騒音、振動等について、野生生物や生態系に対する環境影響評価項目の記載がない。対象事業実施区域やその周辺には、希少種をはじめ多種多様な野生生物が生息していることから、環境影響評価項目に掲げ、調査及び評価を実施すること。

## (7) 文化財

概略ルートでは、城跡や寺跡といった埋蔵文化財を通過するおそれがあることから、 史跡等の消失又は改変の生じることがないよう、実態調査を十分に行うこととし、埋蔵 文化財の毀損等を考慮し、調査段階から工事後についても記録を取り続け資料としてま とめること。

# (8) その他

調査の実施については、位置や回数、期間や時期等の具体的な調査計画が固まった段階で市町村説明会の開催や調査計画書の開示等、情報提供を行い、関係自治体の意見を反映すること。

なお、調査・予測・評価を終えた後、ルートやトンネル・明かり区間の別や斜坑の位置、工事車両の搬出経路等を含めた対策の検討を行う段階で、その内容を関係自治体に報告し、意見を求める機会を設けること。